

外部有識者選定の考え方について

1 議員定数見直しの背景や論点など

(1) 議員定数見直しの変遷

議員定数		平成 23 年 4 月	平成 19 年 4 月
		46 人	54 人
区別 議員数	中区	14 人	16 人
	東区	7 人	8 人
	西区	6 人	7 人
	南区	6 人	7 人
	北区	5 人	6 人
	浜北区	5 人	6 人
	天竜区	3 人	4 人

平成 17 年 7 月	
65 人	
浜松市	46 人
浜北市	7 人
天竜市	2 人
舞阪町	1 人
雄踏町	1 人
細江町	2 人
引佐町	1 人
三ヶ日町	1 人
春野町	1 人
佐久間町	1 人
水窪町	1 人
龍山村	1 人

- ※1 平成 17 年 7 月（合併時）は、編入合併特例定数（市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項の規定を適用）。*合併前 216 人
- ※2 平成 19 年 4 月（政令指定都市移行時）は、地方自治法旧第 91 条第 1 項の規定に基づく定数（定数の上限は 56 人）
- ※3 平成 23 年 4 月、地方自治法の改正により、定数の上限は撤廃

(2) 今回の見直しの背景

見直しのきっかけは、行政区の再編（令和 6 年 1 月 1 日施行、7 区 → 3 区）

※再編の目的は行財政改革の一環

(3) 見直しの論点

議員定数の最適化（現行の議員定数 46 人は適正であるかどうか）

※これまでの削減経過を踏まえるとともに、他政令市の状況や再編による議員活動の変化、本年 5 月の地方自治法の一部改正（地方議会の役割及び議員の職務等の明確化）などを考慮

2 選定の条件

- ◇住民自治に関しての知識や経験が豊富である。
- ◇地方議会に精通し、課題などを正しく理解している。
- ◇自治体固有の特性を柔軟に理解することができる。
- ◇地域事情に配慮し、議員定数を適正に判断することができる。
- ◇議員定数の見直し議論に参画したことがある。
- ◇偏った意見や考えを持っていない。
- ◇公職選挙法や地方自治法など法制度に明るい。

（裏面あり）

3 選定の流れ

① 選定条件の検討

- ・前記1を踏まえ、前記2を参考に検討
※注) 浜松市の事情を十分考慮する中、決定する。



② 候補者のリストアップ

- ・先例市調査から得た情報などを参考に選定条件に合った候補者を複数名抽出し、該当者のプロフィールや実績などの情報を整理
※注) 先例市や全国市議会議長会事務局などに相談する中、候補者を抽出する。



③ 候補者の選出（絞り込み）

- ・外部有識者活用の具体的な手段の決定状況を踏まえ、候補者を絞り込み。
※注) 候補者の選出（数など）は、「④候補者への打診」の仕方なども十分考慮する中、検討する。



④ 候補者への打診（ファーストコンタクト）

- ・ファーストコンタクトの方法や打診の内容などを整理した上、アプローチ